

市川市社会福祉法人以外の者に対する認可保育所運営費等補助金
交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、保育所等を設置している者（社会福祉法人を除く。以下「設置者」という。）に対し、予算の範囲内において、市川市社会福祉法人以外の者に対する認可保育所運営費等補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、市川市補助金等交付規則（平成8年規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所等 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下この号から第3号までにおいて「法」という。）第35条第4項の規定による認可を受けた保育所（以下「保育所」という。）、法第56条の8第1項に規定する公私連携型保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園（同条第7項に規定する幼保連携型認定こども園及び法第35条第4項の規定による認可を受けた保育所に限る。以下「認定こども園」という。）又は法第34条の15第5項の規定による認可を受けた小規模保育事業所（法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を行う事業所をいう。）であって、市内に所在するものをいう。
- (2) 一時預かり事業 保育所等が主に在園児以外の児童に対して行う法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業及びこれと同等の事業として市長が認めるものをいう。
- (3) 一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ） 認定こども園が主に在園児に対して行う法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業及びこれと同等の事業として市長が認めるものをいう。
- (4) 体調不良児対応型病児保育事業 病児保育事業の実施について（平成

27年7月17日雇児発0717第12号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)別紙の病児保育事業実施要綱に基づき保育所等が行う事業のうち体調不良児対応型に係るものをいう。

(5) 特別保育事業 次に掲げる事業をいう。

ア 保育所等が行う地域住民による主体的な子育て支援活動又は交流促進に係る事業

イ 保育所等がバスを賃借してこれらの施設外で保育を行う事業

(6) 産休等代替職員任用事業 保育所又は認定こども園において千葉県児童福祉施設等産休等代替職員制度補助金交付要綱(平成17年12月1日児第801号。別表において「千葉県要綱」という。)第2条第2項に規定する産休等代替職員(別表において「産休等代替職員」という。)を任用する事業をいう。

(7) 保育環境改善等事業 認可保育所等設置支援事業の実施について(平成29年3月31日雇児発0331第30号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)別紙の保育環境改善等事業実施要綱に基づく基本改善事業のうち、保育所等が行う病児保育事業(体調不良児対応型)設置促進事業をいう。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付対象となる経費は、別表の左欄に掲げる補助対象区分に応じ、同表の中欄に掲げる経費とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表の左欄に掲げる補助対象区分に応じ、同表の右欄に定めるところにより算出して得た額とする。ただし、実際に要する経費の額が同表の右欄に掲げる補助金の額を超えないときは、実際に要する経費の額を補助金の額とする。

(交付の申請)

第5条 規則第3条第1項の申請書は、市川市社会福祉法人以外の者に対する認可保育所運営費等補助金交付申請書(様式第1号)によるものとする。

2 前項の申請書の添付書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

3 第1項の申請書の提出は、市長が別に定める期間に行うものとする。

(決定の通知)

第6条 規則第6条の規定による通知は、市川市社会福祉法人以外の者に対する認可保育所運営費等補助金交付可否決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

(交付の条件)

第7条 規則第5条第1項の規定により付する条件は、次のとおりとする。

(1) 第2条第2号から第5号まで及び第7号に定める事業の完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除額が確定した場合は、市川市社会福祉法人以外の者に対する認可保育所運営費等補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第3号）により速やかに、市長に報告すること。

(2) 前号の規定による報告があったときは、同号の消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部を市に納付させることがあること。

(変更等の承認の申請)

第8条 規則第8条の承認を受けようとする設置者は、市川市社会福祉法人以外の者に対する認可保育所運営費等補助金交付申請事項（変更・中止・廃止）承認申請書（様式第4号）に市長が必要と認める書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査の上、承認の可否を決定し、その旨を市川市社会福祉法人以外の者に対する認可保育所運営費等補助金交付申請事項承認可否決定通知書（様式第5号）により当該申請書の提出をした設置者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 規則第13条の補助事業等実績報告書は、市川市社会福祉法人以外の者に対する認可保育所運営費等補助金実績報告書（様式第6号）によるものとする。

2 前項の実績報告書の添付書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 収支決算書

(2) 領収書その他の補助対象事業の実施に要した費用の支払を証する書類

(3) その他市長が必要と認める書類

3 第1項の実績報告書の提出期限は、補助金の交付決定に係る年度の終了した日の翌日から起算して15日以内の日までとする。

（額の確定）

第10条 市長は、規則第15条の規定により補助金の額を確定したときは、市川市社会福祉法人以外の者に対する認可保育所運営費等補助金額確定通知書（様式第7号）により補助金の交付決定を受けた者に通知するものとする。

（交付の請求）

第11条 規則第16条の交付請求書は、市川市社会福祉法人以外の者に対する認可保育所運営費等補助金交付請求書（様式第8号）によるものとする。

（交付の特例）

第12条 市長は、補助金を概算払により交付することができる。

2 規則第17条第2項の交付請求書は、市川市社会福祉法人以外の者に対する認可保育所運営費等補助金概算払請求書（様式第9号）によるものとする。

附 則

この要綱は、平成15年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年3月30日から施行し、平成15年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年5月21日から施行し、平成16年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年3月31日から施行し、平成16年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年3月31日から施行し、平成17年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年3月31日から施行し、平成18年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年3月31日から施行し、平成19年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年3月31日から施行し、平成20年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年3月31日から施行し、平成21年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年3月31日から施行し、平成22年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行し、平成23年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年1月4日から施行し、平成23年度の補助金から適

用する。

附 則

この要綱は、平成24年3月31日から施行し、平成23年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年3月31日から施行し、平成24年度の補助金から適用する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成26年3月31日から施行し、改正後の市川市社会福祉法人以外の者に対する認可保育所運営費等補助金交付要綱の規定は、平成25年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、平成25年4月1日以後に交付申請のあった補助金について適用し、同日前に交付申請のあった補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の市川市社会福祉法人以外の者に対する認可保育所運営費等補助金交付要綱の規定は、平成26年4月1日以後に交付申請のあった補助金について適用し、同日前に交付申請のあった補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成27年3月31日から施行し、改正後の第2条第4号及び別表の規定は、平成26年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の第2条第4号及び別表の規定は、平成26年4月1日以後の申請に係る市川市社会福祉法人以外の者に対する認可保育所運営費等補助金（以下「補助金」という。）について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成28年1月28日から施行し、改正後の第2条及び別表の規定は、平成27年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の第2条及び別表の規定は、平成27年4月1日以後の申請に係る市川市社会福祉法人以外の者に対する認可保育所運営費等補助金について適用し、同日前の申請に係る市川市社会福祉法人以外の者に対する認可保育所運営費等補助金については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成28年7月20日から施行し、改正後の第2条及び別表の規定は、同年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の第2条及び別表の規定は、この要綱の施行の日以後に交付の申請があった市川市社会福祉法人以外の者に対する認可保育所運営費等補助金について適用し、同日前に交付の申請があった市川市社会福祉法人以外の者に対する認可保育所運営費等補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第2条及び別表の規定は、この要綱の施行の日以後に交付の申請

があった市川市社会福祉法人以外の者に対する認可保育所運営費等補助金について適用し、同日前に交付の申請があった市川市社会福祉法人以外の者に対する認可保育所運営費等補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成29年8月7日から施行し、改正後の別表の規定は、同年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この要綱の施行の日以後に交付の申請があった市川市社会福祉法人以外の者に対する認可保育所運営費等補助金について適用し、同日前に交付の申請があった市川市社会福祉法人以外の者に対する認可保育所運営費等補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成31年2月19日から施行し、改正後の市川市社会福祉法人以外の者に対する認可保育所運営費等補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、平成30年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 新要綱の規定は、平成30年4月1日以後に交付の申請のあった市川市社会福祉法人以外の者に対する認可保育所運営費等補助金について適用し、同日前に交付の申請のあった市川市社会福祉法人以外の者に対する認可保育所運営費等補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年12月24日から施行し、改正後の市川市社会福祉法人以外の者に対する認可保育所運営費等補助金交付要綱の規定は、平成31年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の市川市社会福祉法人以外の者に対する認可保育所運営費等補助金交付要綱の規定は、令和元年度以後の年度分の市川市社会福祉法人以外の者に対する認可保育所運営費等補助金について適用し、平成30年度分までの市川市社会福祉法人以外の者に対する認可保育所運営費等補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和3年3月24日から施行し、改正後の第2条及び別表の規定は、令和2年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の第2条及び別表の規定は、令和2年4月1日以後に交付の申請があった市川市社会福祉法人以外の者に対する認可保育所運営費等補助金（以下「補助金」という。）について適用し、同日前に交付の申請があった補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年12月9日から施行し、同年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 新社会福祉法人要綱の規定は、令和3年度以後の年度分の市川市社会福祉法人認可保育所運営費等補助金について適用し、令和2年度分までの市川市社会福祉法人認可保育所運営費等補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和4年3月25日から施行し、改正後の市川市社会福祉法人以外の者に対する認可保育所運営費等補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、令和3年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 新要綱の規定は、令和3年度以後の年度分の市川市社会福祉法人以外の者

に対する認可保育所運営費等補助金（以下「補助金」という。）について適用し、令和２年度分までの補助金については、なお従前の例による。

附 則（抄）

（施行期日等）

- 1 この要綱は、令和４年９月１６日から施行し、第１条の規定による改正後の市川市社会福祉法人以外の者に対する認可保育所運営費等補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）第２条及び別表一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）の項の規定並びに第２条の規定による改正後の市川市社会福祉法人認可保育所運営費等補助金交付要綱（以下「新社会福祉法人要綱」という。）第２条及び別表一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）の項の規定は、同年４月１日から適用する。

（経過措置）

- 2 新要綱の規定（新要綱第２条及び別表一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）の項の規定を除く。）は、令和４年９月１６日以後の申請に係る市川市社会福祉法人以外の者に対する認可保育所運営費等補助金について適用し、同日前の申請に係る市川市社会福祉法人以外の者に対する認可保育所運営費等補助金については、なお従前の例による。

別表（第3条、第4条関係）

補助対象区分	補助対象経費	補助金の額
一時預かり事業	一時預かり事業の実施に要する経費	<p>(1) 基本額</p> <p>次に掲げる年間の一時預かり事業に係る延べ利用児童数（次号の特別支援児童加算額の算定に含まれる利用児童数を除く。）の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 300人未満 年額 2,679,000円</p> <p>イ 300人以上 900人未満 年額 3,024,000円</p> <p>ウ 900人以上 1,500人未満 年額 3,240,000円</p> <p>エ 1,500人以上 2,100人未満 年額 4,680,000円</p> <p>オ 2,100人以上 2,700人未満 年額 6,120,000円</p> <p>カ 2,700人以上 3,300人未満 年額 7,560,000円</p> <p>キ 3,300人以上 3,900人未満 年額 9,000,000円</p> <p>ク 3,900人以上 4,500人未満 年額 10,440,000円</p> <p>ケ 4,500人以上 5,100人未満 年額 11,880,000円</p> <p>コ 5,100人以上 5,700人未満</p>

		年額 13,320,000 円
		サ 5,700 人以上 6,300 人未満 年額 14,760,000 円
		シ 6,300 人以上 6,900 人未満 年額 16,200,000 円
		ス 6,900 人以上 7,500 人未満 年額 17,640,000 円
		セ 7,500 人以上 8,100 人未満 年額 19,080,000 円
		ソ 8,100 人以上 8,700 人未満 年額 20,520,000 円
		タ 8,700 人以上 9,300 人未満 年額 21,960,000 円
		チ 9,300 人以上 9,900 人未満 年額 23,400,000 円
		ツ 9,900 人以上 10,500 人未満 年額 24,840,000 円
		テ 10,500 人以上 11,100 人未満 年額 26,280,000 円
		ト 11,100 人以上 11,700 人未満 年額 27,720,000 円
		ナ 11,700 人以上 12,300 人未満 年額 29,160,000 円
		ニ 12,300 人以上 12,900 人未満 年額 30,600,000 円
		ヌ 12,900 人以上 13,500 人未満 年額 32,040,000 円
		ネ 13,500 人以上 14,100 人未満

		<p>年額 33,480,000 円</p> <p>ノ 14,100 人以上 14,700 人未満 年額 34,920,000 円</p> <p>ハ 14,700 人以上 15,300 人未満 年額 36,360,000 円</p> <p>ヒ 15,300 人以上 15,900 人未満 年額 37,800,000 円</p> <p>フ 15,900 人以上 16,500 人未満 年額 39,240,000 円</p> <p>ヘ 16,500 人以上 17,100 人未満 年額 40,680,000 円</p> <p>ホ 17,100 人以上 17,700 人未満 年額 42,120,000 円</p> <p>マ 17,700 人以上 18,300 人未満 年額 43,560,000 円</p> <p>ミ 18,300 人以上 18,900 人未満 年額 45,000,000 円</p> <p>ム 18,900 人以上 19,500 人未満 年額 46,440,000 円</p> <p>メ 19,500 人以上 20,100 人未満 年額 47,880,000 円</p> <p>(2) 特別支援児童加算額</p> <p>次のいずれかに該当する利用 児童 1 人につき、日額 3,600 円</p> <p>ア 多胎児（多胎妊娠の場合に おいて生まれた複数の児童を いう。）</p> <p>イ 身体障害者手帳、療育手帳</p>
--	--	--

		又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている児童
一時預かり事業（幼稚園型 I）	一時預かり事業（幼稚園型 I）の実施に要する経費	<p>一の認定こども園につき、次に掲げる児童 1 人当たり日額の合計額とする。</p> <p>(1) 基本分</p> <p>次に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 一時預かり事業（幼稚園型 I）に係る年間延べ利用児童数（以下この項において「年間延べ利用児童数」という。）が 2,000 人を超える施設 次に掲げる額</p> <p>(ア) 平日 400 円</p> <p>(イ) 長期休業期間（8 時間未満） 400 円</p> <p>(ウ) 長期休業期間（8 時間以上） 800 円</p> <p>イ 年間延べ利用児童数が 2,000 人以下の施設 次に掲げる額</p> <p>(ア) 平日 $(1,600,000 \text{ 円} \div \text{年間延べ利用児童数}) - 400 \text{ 円}$（10 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。）</p> <p>(イ) 長期休業期間（8 時間未</p>

		<p>満) 400 円</p> <p>(ウ) 長期休業期間 (8 時間以上) 800 円</p> <p>(2) 休日分 (土曜日、日曜日及び国民の休日等の利用分をいう。) 800 円</p> <p>(3) 長時間加算</p> <p>次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 第 1 号ア (ア) 及び同号イ (ア) の区分にあつては教育時間前後に 1 日当たり 4 時間又は教育時間との合計時間が 1 日当たり 8 時間を超えた利用の場合、同号ア (ウ) 及び同号イ (ウ) 並びに前号の区分にあつては 1 日当たり 8 時間を超えた利用の場合</p> <p>(ア) 超えた利用時間が 2 時間未満 150 円</p> <p>(イ) 超えた利用時間が 2 時間以上 3 時間未満 300 円</p> <p>(ウ) 超えた利用時間が 3 時間以上 450 円</p> <p>イ 第 1 号ア (イ) 及び同号イ (イ) の区分にあつては 1 日当たり 4 時間を超えた利用の場合</p> <p>(ア) 超えた利用時間が 2 時間</p>
--	--	---

		<p>未満 100 円</p> <p>(イ) 超えた利用時間が 2 時間以上 3 時間未満 200 円</p> <p>(ウ) 超えた利用時間が 3 時間以上 300 円</p>
体調不良児対応型病児保育事業	体調不良児対応型病児保育事業の実施に要する経費	一の保育所等につき、年額 4,492,000 円（体調不良児対応型病児保育事業を実施する期間が 6 月未満のときは、2,246,000 円）
特別保育事業	特別保育事業の実施に要する経費（第 2 条第 5 号イに規定する事業にあつては、バスの賃借料に限る。）	年額 250,000 円
産休等代替職員任用事業	千葉県要綱第 8 条において定める対象経費から千葉県要綱に基づく補助金の額に相当する経費を控除したもの	<p>1,050 円に第 1 号に掲げる時間に乗じて得た額から第 2 号に掲げる額を減じて得た月額を、県要綱第 8 条の規定により知事が任用の承認をした期間において合計した額</p> <p>(1) 千葉県要綱第 8 条の規定により補助の対象となる産休等代替職員が保育所又は認定こども園に勤務した 1 月当たりの時間（1 時間未満の端数が生じたときは、当該端数が 30 分未満であるときはこれを切り捨てた時間、当該端数が 30 分以上であるときはこれ</p>

		を1時間とした時間) (2) 千葉県要綱第8条の規定により算定した1月当たりの県要綱の規定による補助金の額
保育環境改善等事業	保育環境改善等事業の実施に要する経費	一の保育所等につき7,200,000円